

水道メータ（量水器）の定期交換について

水道メータの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に新しい水道メータに交換します。その交換作業は市が委託した市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。

交換作業は9月上旬から10月中旬までの間に行う予定ですが、該当世帯にはあらかじめ自治会を通じてお知らせします。お留守の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いします。なお、今年度の交換該当地区は、次のとおりです。

9月 緑町・熊井戸・十日市場の一部
10月 田原・上町・下大幡・平栗、厚原、加畑、サントウン平栗

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メータ取替のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。

※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメータ付近の個人配管工事(止水栓の設置・メータボックスの交換など)をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。

水質検査の実施について

水資源活用課では、日ごろ安心して皆様に水道水を飲んでいただけるよう、水質に関する検査を専門の検査機関に委託し、定期的に行っています。水道水として使用するための基準値に合格した安全な水を各家庭に供給しています。検査対象は、市内の給水栓及び31カ所の水源地です。

○毎日検査 市内の給水栓を対象として色や濁り、消毒のため入れられている塩素が適切に含まれているかどうかなどの検査を毎日行っています。

○毎月検査 市内の水源地ごとの浄水を対象として、水道法で定められた項目についての検査を毎月行っています。

水道料金滞納について

水道料金を滞納されている方には督促状、催告書を送付し、その後に給水停止を通告し一定期間を経過しても納付されない場合には、条例に基づき「[給水停止](#)」を行います。

給水停止により、お客様の給水機器などに損害が生じても、水資源活用課は一切責任を負いません。

水道水は、お客様にとって大切なライフラインであり「[給水停止](#)」はお客様の生活に大きな影響を及ぼしますので、水道料金は期限内に納入していただくようお願いします。

問合せ先 水資源活用課 業務担当・簡易水道担当 ☎(43) 1111 (内線 431 ~ 433)

問合せ先 福祉課 障害者支援担当 ☎(46) 5112

※新基準による免除申請の証明につきましては、8月1日(金)より福祉課 障害者支援担当にて事前受け付けを開始します。

	全額免除 (障害の方を世帯構成員に有する場合)		半額免除 (障害の方が世帯主の場合)	
	9月30日まで	10月1日から	9月30日まで	10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 重度の肢体不自由者	視覚・聴覚障害者(変更なし) 重度の身体障害者(1級または2級)(内部機能障害などを追加)
知的障害者	重度の知的障害者を有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の知的障害者(A-1またはA-2)
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者(1級)

障害者のNHK放送受信料の免除基準が変わります